

学校法人 桐丘学園 『寄付金取扱規程』

(目的)

第1条 本規程は、学校法人桐丘学園（以下、「学園」という）における寄付金の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(受入れ)

第2条 寄付金は、学園の教育研究その他事業に支障がないと認められるものについて受入れることができる。

2 次の各号に該当するとき寄付金は受入れることができないものとする。

(1) 寄付金の受入れにおいて、次の条件が付されているとき。

ア 寄付者に対して寄付の対価として何らかの利益又は便宜を供与すること。

イ 研究の成果として得られた特許権等の知的財産権及びこれらに準ずる権利を寄付者に譲渡すること。

ウ 寄付により取得した財産を無償で寄付者に譲与すること。

エ 寄付金の使途に関して、寄付者が会計監査を行うこと。

オ 寄付を受入れることにより学園に著しく財政負担が伴うこと。

カ 寄付申込み後、寄付者がその意思により寄付金の全部又は一部を取り消すことができること。

(2) 次の各号学園から取引停止の措置を受けている期間中の寄付者からのもの。

(3) 反社会的勢力からの寄付など学園が不相当と判断するもの。

(4) その他、学園運営上支障があると理事長が認めるもの。

(寄付金の申込み)

第3条 寄付金の申込みに際しては、寄付者より所定の寄付金申込書（インターネットからの寄付では画面上の所定の項目に入力）の提出を受けるものとする。

(受入れの決定)

第4条 理事長は、内規に定める手順により第3条に記載の寄付金申込書を受理し、その受入れについて適当と認めたときは、これを受入れるものとする。

2 寄付金の受入れ決定後でも、第2条第2項各号に該当する等、受入れによって学園に何らかの支障があると認められる場合には、理事長は、寄付金の受入れを取消又は撤回することができる。

(使途の特定)

第5条 寄付者は寄付金の使途を特定することができる。寄付者が使途を特定しない場合

は学園が用途を特定するものとする。

(一般管理費)

第6条 特定の目的を指定した寄付金については、原則として20%を学園内一般管理費に充当するものとする。学園内一般管理費の使用配分と目的については別途内規等に定める。

(管理)

第7条 寄付金は経理規程及びその他関連諸規程に基づき、学園法人事務局管理部が管理する。

(規程の改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の承認を得て、理事長が行う。

附 則

本規程は、令和4年6月1日から制定・施行する。